

●北海道における懇談会とりまとめ案

項目	北海道における新税の考え方
① 税目名	宿泊税（法定外目的税）
② 税収の使途	北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
③ 課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
④ 課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
⑤ 納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
⑥ 税率	一人一泊について、宿泊料金が2万円未満の場合100円、2万円以上5万円未満の場合200円、5万円以上の場合500円
⑦ 非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
⑧ 収入見込額	平年度約45億円程度
⑨ 徴収方法	特別徴収
⑩ 課税を行う期間	条例施行後5年をめどに見直し